

インド法における意匠保護に関する機能性と 可視性の概念

ANAND & ANAND



ブラビン・アナンド

マネージングパートナー
/弁護士

ドゥルヴ・アナンド

パートナー/弁護士



ウディタ・バトロ

マネージングアソシ
エイト/弁護士

株式会社サンガム IP



ヴィニット・バパット

代表取締役・特許弁理士

Anand & Anand は 1923 年に創業した、知的財産およびその関連分野のあらゆる分野をカバーする知的財産法律事務所であり、行き届いた法的アドバイスを提供している。

株式会社サンガム IP は 2010 年に設立され、インドと、その周辺国の知的財産を専門に扱う会社である。特許・意匠・商標出願、知的財産の権利行使、知的財産関連の情報収集、セミナーなどのサービスを提供している。

1. 意匠と機能性

意匠法の目的は、意匠権という排他的な保護を与えることにより、新規で、独創的で、審美的な意匠を奨励することである。多くの国の法律で共通する特徴の 1 つは、機能のみに基づく意匠に対しては保護されないことである。

物品の「機能的要素」と「審美的要素」の間にどのように明確な線引きを行うのが課題である。多くの場合、これらの要素は融合されており、2 つを分離することは難しい。

機能性の概念には、純粋な芸術作品やその種の作品を除いて、世界に存在するほとんどの物品が何らかの機能を備えているという考え方がある。したがって、私たちの周りで見られるほとんどの物品、例えば、家具やその他の家庭用品、または眼鏡、財布、あるいは香水のボトルなどの個人使用のものであっても、そのような物品のほとんどは機能的要素と審美的要素を有し、その比率のみが異なる。

一方、釘やねじなどは純粋に機能的であるため、平らな頭に装飾を施したりしない限り、通常の場合では審美的な魅力がない物品の例である。他方、絵画などは審美的な魅力がある。この中間に、審美性と機能性が混在する物品が存在し、これら

の物品に関しては、判断が必要になる。有用な機能をもつ製品に意匠権を与えてしまうと、競合他社が当該製品を自由に利用することが制限されるので、競争が損なわれるリスクがある。

機能的要素とは、物品または装置に含まれた場合に、「意図した」機能を実行できるようにする機能である。この定義は、機能的要素がその物品や装置の性能の向上に役立つことを示している。例えば、洗濯機で使用される特定の部品の意匠は、「機能のみに起因する」と判断され、英国の貴族院¹によって当該意匠の保護が拒否された事案がある²。同様に、アメリカのある事案では、ボトルに付けられた溝は、より良いグリップ力を提供するのに役立つため、機能的要素であるとされた³。インドでは、歯ブラシのジグザグ（S字）形状のハンドルは、歯ブラシに柔軟性を与えるとして、実用的な機能であると考えられ、意匠として登録されなかった⁴。同様に、クレーンの機能を果たすためだけに作られたクレーンの主要な構成部品の意匠は、純粹に機能的であると考えられた⁵。

インドでは、2000年インド意匠法（以下「法」という。）2条(d)が意匠権による保護における機能性要素の問題に焦点を当てていると思われる唯一の条項である。法2条(d)によれば、意匠には「構造の態様もしくは原理、または実質的に単なる機械装置であるものを含まず」と記載されている。この規定は、インドがTRIPS協定25条(1)「加盟国は、主として技術的または機能的考慮により特定される意匠については、このような保護が及んではならないことを定めることができる。」に基づいて、各国に与えられた柔軟性を行使したことを示している。

¹ 英国裁判所制度の参考：特許研究 Patent Studies No. 40, 2005/9, pp14-19

<https://www.inpit.go.jp/content/100030534.pdf>

² Amp Inc v Utilux Proprietary Ltd.; (1972) RPC 103(HL)

³ Talking Rain Beverage Co., Inc. v South Beach Beverage Company; 349F.3d 601.

⁴ Glaxo Smithkline Consumer Healthcare GmbH and Co Kg v Anchor Health and Beautycare Pvt. Ltd.; 2004 (29) PTC 72 (Del)

⁵ Escorts Construction Equipment Ltd. & other vs. Action Construction Equipment Pvt. Ltd. & Anr., AIR 1999 Delhi 73

法2条(d)における「実質的に」という文言の使用は、大部分が機械的なものである意匠の保護は拒否される可能性があることを示している。一方、「単なる」という文言は、意匠として不適格とされるのは純粋に機能的なものであることを示している。この相違は、審美的で魅力的である保護可能な意匠と単に機能的な物品との間に明確な線引きを行うことが困難であることを強調している。この困難はインド特有のものではなく、他の国でも存在する。

保護可能な意匠と純粋に機械的または機能的な製品との違いを明確にする困難さに対処するためのテストが、さまざまな国において実施されている。インドは、審美性と機能性の潜在的な重複に対処するために、米国の裁判所が司法で作成した「可分性の理論」を用いるテストは採用していない。この理論は、保護を求めようとしている意匠の審美的特徴が物品から分離可能かどうかを特定するものである。分離可能性は物理的である必要はなく、「概念的分離可能性」でも意匠保護を可能とするのに十分である。しかしながら、このテストは非常に主観的で不確定である。なぜなら、審美的特徴と機能的特徴は場合によっては密接に融合されているため、明確に分けることは非常に困難であるからである。

インドでは、製品の形状の特徴が物品を機能させるためだけに存在し、視覚に訴えない場合には意匠保護を拒否するという、英国または欧州の手法を採用している。この手法は、AMP 対 Utilux 事件で英国貴族院により詳細に議論された⁶。英国貴族院は、保護の対象となる意匠のすべての特徴が純粋に機能的な考慮事項に由来する場合、保護を認めないと判断した。この手法は、意匠の創作者の意図に焦点を当てている。つまり、この手法では、作成者が意匠を単に視線を引き付けるものにする

⁶ AMP 対 Utilux 事件において英国貴族院は同院の以前の判決と異なる判断をした。以前の判決において、貴族院は意匠によって提供された機能的結果を達成するために他の効果的な代案が存在するならば、その意匠は保護されると判断していた。AMP 対 Utilux 判例の判断は、Koninklijke Philips Elecs. NV 対 Remington Consumer Prods. Ltd.事件における2002年の欧州司法裁判所の判決にも裏付けられている。

ことを意図していたのか、それとも機能的な目的のためだけの意匠であったのかを考慮している。

ただし、意匠の創作者の意図に焦点を当てることには欠点がある。創作者の意図は簡単に操作できること、上記手法は意匠の本質的な価値を客観的な方法で考慮していないことである。この問題を排除する1つの方法は、意匠の全体的な印象が意匠の選択において技術的または審美的基盤を示唆するかどうかを裁判所が判断することである。実際、インドの裁判官は、意匠が本質的に純粋に機能的または技術的であるか否かの判断をしている。

別の方法としては、消費者が物品が有している機能のために物品に惹かれたか、それとも美観のために惹かれたかを判断することである。対象物が「実質的に単なる機械装置」である場合、意匠保護から除外される。これは、消費者の選択において美観が、ほとんどまたはまったく影響を与えていないことを証拠が示唆する場合、対象物は機能的であり、意匠保護から除外されると考えられる。

2. 意匠と可視性

法2条(d)における「視覚によってのみ判断される」という要件は、保護を求めている意匠が、完成品において目に見えなくてはならないことを示している。ただし、2000年インド意匠法2条(a)における「物品」の定義には、「物品の個別に作成および販売できる部分」が含まれる。すなわち、物品の意匠を担う部分が個別に作成および販売できる限り、完成品において意匠の可視性に関する特段の要件はない。

インドの裁判所は、「物品の個別に作成および販売できる部分」という表現を解釈する際、英国の判例 Ford Motor Co.'s Design Applications, (1994) RPC 545 で宣言されている原則に従っている。この事案では、英国貴族院は、「個別に製造および販売」テストに別の要素を追加した。すなわち、貴族院は、「その一部分は、それが構成する物品の単なる付属物ではなく、商品として独立した存在価値を有し

なければならない」という要件を追加した。インドの裁判所は、これらの判例に依拠し、物品が目に見えるか目に見えないかは重要でないという見解を示している。そのような一部分に関する意匠には、主要な物品なしで上記の部品を個別に購入するほどに顧客の心を惹きつけうる、または顧客の心に影響を与えうる、いくつかの独創的な特徴が必要である。

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)